

船舶等の対応措置（津波襲来時）

【喜入港、鹿屋港】

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	船舶は津波の襲来に備えて、乗組員の待機、機関の準備等の避難準備を整えること。
避難勧告	1 大・中型船は、港外退避 2 小型船は、陸揚げ固縛、港外退避又は陸上避難 3 津波警報又は大津波警報が発表された時点から、避難に要する十分な時間が無い場合は、次表の「津波に対する船舶対応表」を参考にして船舶の避難措置にあたる。
解除	各船舶等は、避難準備等を復旧し、あるいは入港する。

（船舶対応表）

津波警報の種類	津波襲来時までの時間的余裕	船舶の対応					
		港内着岸船			錨泊船、浮標係留船	航行船	
		大型船・中型船（漁船を含む）	小型船	大型船、中型船（漁船を含む）		小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
大津波	無し	危険物積載船舶 荷役・作業中止原則、港外退避	一般船舶（荷役・作業船を含む） 荷役中止 陸上避難	プレジャーボート 小型漁船等 陸上避難	機関使用	港外退避	港外退避又は着岸のうえ陸上避難
津波	無し	荷役・作業中止原則、港外退避	荷役中止 陸上避難又は係留強化	陸上避難	機関使用	港外退避	港外退避又は着岸のうえ陸上避難

大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要として単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。

可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措施を取る。

港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避が間に合わない場合は港内の緊急避難海域において待機）。

情報注意：特に退避措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。

陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。